

新設

とうべつ総合健診

特定健康診査と子宮がん・乳がんを含む
5つのがん検診などをまとめて受けられます

11月5日(日) ゆとろ

午前の部：7時～11時

午後の部：12時45分～14時

- ・9時から子宮がん・乳がんの受付がはじまります。そのため、9時以降は女性限定の受付です。
- ・午後は子宮がん・乳がん検診のみの実施です。

★ 検査内容・料金等一覧

受けられる健診項目	検査内容	対象年齢	料金	
			当別町国保加入の方	一般の方
特定健康診査	血液検査、尿検査、身体計測等	40歳～74歳	700円	
フレッシュ健診		18歳～39歳	1,000円	1,500円
基本健康診査		40歳以上の生活保護世帯の方	無料	無料
肝炎ウイルス検診	血液検査	検査を受けたことのない40歳以上の方	300円	600円
胃がん	バリウム検査	35歳～	900円	1,600円
肺がん	胸部レントゲン撮影	40歳～	300円	500円
	必要者に喀たん検査		650円	1,000円
大腸がん	便潜血検査(2日分)	40歳～	500円	800円
子宮がん	細胞診	20歳～	1,000円	1,800円
	必要者に体部がん検診		450円	800円
乳がん	マンモグラフィ(2方向)	40歳～49歳	1,200円	2,200円
	マンモグラフィ(1方向)	50歳～	1,050円	1,900円

★ 共通事項

- ・生活保護世帯の方は無料です。
- ・キッズスペースも準備しています。
- ・健診には定員があり、事前に申し込みが必要です。
- ・電話やFAX、メール、次の2次元バーコードからお申し込みができます。



★ 申込み・問合せ

保健福祉課健康推進係(ゆとろ内)

電話：23-4044 FAX：25-5018

メール：hoken2@town.tobetsu.hokkaido.jp



小児期・高齢者等インフルエンザの**予防接種**をうけましょう 接種期間は平成 29 年 12 月 31 日まで！

小児期

小児期インフルエンザワクチンの予防接種の費用を一部助成します。

▼対象者・接種回数

- ① 生後 6 カ月から 13 歳未満のお子さん…2 回
- ② 13 歳から中学 3 年に相当するお子さん…1 回
- ※①の対象者で 1 回目を接種する方は、11 月末までに接種しましょう（2 回目との接種間隔を 2～4 週間あけて接種する必要があるため）。

▼助成額 1 回 1,000 円

※各医療機関での自己負担分から差し引かれます。
※任意予防接種のため、医療機関によって接種料金は異なります。



高齢者等



ご高齢の方がインフルエンザにかかると気管支炎や肺炎などを合併し重症化する恐れがありますので、積極的に予防接種を受けましょう。

▼対象者

- ① 65 歳以上の方。
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳 1 級程度）のある方。

▼料金 1,150 円

※生活保護世帯の方は無料です。
※北海道医療大学病院のみ、実施期間は平成 29 年 10 月 1 日～11 月 30 日となります。

■共通事項

- ・実施期間は平成 29 年 10 月 1 日～12 月 31 日。
- ・実施医療機関は本誌 p.26 「健康ひろば」に掲載しています。接種を希望される方は、実施医療機関へ事前に予約してください。
- ・町外の医療機関で接種を希望される方は、事前に保健福祉課保健医療係へご連絡ください。

■問合せ 保健福祉課保健医療係（ゆとろ内・23 - 2346）

除雪が困難な高齢者世帯等への 除雪サービスを実施します

▼除雪内容 玄関先から公道までの通路（**1m幅**で 1 本）の除雪。町による道路除雪が行われた日に 1 回実施します。

▼期間 11 月～3 月

▼料金 一冬 7,000 円

※生活保護世帯は 3,000 円

■申込み・問合せ 介護課介護支援係（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）



▼対象 疾病など身体上の理由により自力で除雪することが困難で、除雪を援助できる親族や友人等がない次の世帯。

- ① 65 歳以上のひとり暮らしの方。
- ② いずれかが 65 歳以上の夫婦のみの世帯で、夫婦とも除雪することが困難である世帯。
- ③ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定または精神保健福祉手帳 1 級を所持している方のみの世帯。

※①～③のいずれかに該当し、町内に在住する町民税所得割非課税の世帯。

委員

教育委員会委員の選任

平成 29 年 10 月 31 日をもって任期満了となる教育委員白井應隆氏の後任として、佐々木成尉しげやす氏が 9 月定例会において議会の同意を受け、教育委員に選任されました。任期は、平成 29 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日までです。



佐々木 成尉 氏

個人番号

こんな時には マイナンバーが必要です

- ・ 年末調整や雇用保険の手続きで勤務先へ
- ・ アルバイトを始める時にバイト先へ
- ・ 雇用保険の失業給付の手続きでハローワークへ
- ・ 資産運用の手続きで銀行や証券会社へ
- ・ 生命保険、損害保険の受け取り時に保険会社へ
- ・ 税申告などの時に税務署や市区町村へ

マイナンバーは、①顔写真入りのマイナンバーカード ②平成 27 年 10 月に送付された通知カード ③マイナンバー入りの住民票のいずれかで証明できます。必要な方は、本人確認書類を持参のうえ戸籍年金係までお越しください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
(☎ 23 - 2463)

募集

当別町上下水道事業運営 委員会の委員を募集します

水道事業と下水道事業の運営に関する事項について、調査と審議を行う委員を募集します。

▼資格 町内に在住する 20 歳以上の方

▼募集人数 3 名程度

▼任期 平成 29 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日

▼応募方法 様式に、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・応募の動機を記入の上、10 月 16 日(月)までに提出してください。※様式は役場上下水道課に備え付けています。町のホームページからダウンロードもできます(任意様式も可)。

▼提出先・問合せ 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

工事

みどりヶ丘葬苑火葬場の 改修工事を実施します

みどりヶ丘葬苑火葬場の改修工事を次の日程で行います。工事期間中は、**みどりヶ丘葬苑火葬場では 1 日に 2 件までの受け入れ**となりますので、それ以上の場合は「江別市葬祭場(江別市対雁 100 - 4)」の代替利用をご案内する場合があります。なお、江別市葬祭場を代替利用する場合でも、手続等は従来どおり当別町役場窓口で行います。

▼みどりヶ丘葬苑火葬場改修工事期間
10 月 14 日(土)～20 日(金)

▼問合せ 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

更新申請

特定疾患医療受給者証等の 更新申請について

現在お持ちの特定疾患医療受給者証等の有効期間は、**平成 29 年 12 月 31 日まで**です。今年は更新受付期間が変わり、10 月 2 日から 12 月 28 日まで、江別保健所及び同石狩支所窓口で更新手続きを行っているほか、次のとおり当別町役場で出張受付を行います。

▼日時 11 月 6 日(月)、10 時～15 時(12 時～13 時を除く)

▼場所 当別町役場 1 階大会議室

▼更新申請が必要な受給者証

- ・ 特定医療費(指定難病)及び特定疾患医療受給者証

▼その他 本人または同一世帯のご家族が「特定疾患医療受給者証」または「医師診断書」を役場窓口で提示すると、更新手続きの際に提出する「住民票」「所得課税証明書」を無料で交付することができます。

▼問合せ 江別保健所 (☎ 011 - 383 - 2111)、江別保健所石狩支所 (☎ 0133 - 74 - 1142)

最低賃金

北海道最低賃金が 810 円に改定されます

北海道内で事業を営む使用者およびその事業所で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が、次のとおり改定されます。

▼最低賃金額 時間額 810 円

▼効力発生年月日

平成 29 年 10 月 1 日

▼問合せ 厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 (☎ 011 - 709 - 2311)